

## 令和8年度 総社市立中学校等部活動指導員募集要領

### 1 目的

この要領は、総社市立中学校及び総社市立義務教育学校（以下「中学校等」という。）に部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下「指導員」という。）として任用するにあたり、総社市教育委員会に指導員候補者として登録する者（以下「登録者」という。）の募集等について必要な事項を定める。

なお、指導員の配置は登録された者の中から、学校の配置希望等の条件に応じて決定するものであり、登録により任用が決定するものではない。

### 2 職務

指導員は、中学校等の部活動の指導方針、指導計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校及び義務教育学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動（以下「部活動」という。）において、校長の指導・監督の下に、主に次に挙げる業務を単独で行うことができる。

- (1) 技術指導（原則、単独指導を行う）
- (2) 学校外での活動（大会、練習試合等）に係る生徒の引率（原則、単独引率を行う）
- (3) その他、校長が必要と認めるもの

### 3 要件

次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者を指導員候補者として登録する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者
- (2) 学校教育に十分な理解を有する者であって、20歳以上のもの
- (3) 当該部活動・種目の技術指導に堪能である者
- (4) 学校の指導方針に則った指導が可能である者
- (5) 任用期間を通して定期的に勤務が可能である者
- (6) 他職との兼業は妨げないが、その場合、それぞれの勤務時間の合計が4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分以内、かつ、1日の勤務時間が7時間45分以内である者

### 4 身分

指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、総社市教育委員会が任用する。

### 5 勤務条件

- (1) 報酬額  
時間給1,600円とする。
- (2) 勤務時間  
平日における授業開始前及び授業終了後の部活動時間中  
土・日曜日、祝日、長期休業期間中における任意の部活動時間中  
ただし、1週間当たり7時間程度、年間210時間以内とする。
- (3) 任用期間  
任用開始日から、任用した日の属する会計年度内とする。

(4) その他

その他の事項は総社市教育委員会会計年度任用職員に準ずるものとする。

6 募集種目

中学校等に設置のある部活動とする。

7 登録

指導員を希望する者は次の手順に従い登録する。

- (1) 総社市地域部活動指導者名簿登録申請書を、教育委員会部活動改革推進室にフォームで申請又は持参する。
- (2) 教育委員会による面接，選考委員会を経て，総社市地域部活動指導者名簿に登録する。
- (3) 指導員名簿に登録の有効期限は，登録された日の属する年度の翌年度から3年間とする。

8 任用

指導員登録者の中から次の手順に従い任用する。

- (1) 名簿登録者の情報を各学校に提供する。
- (2) 校長は，学校の配置希望等の条件に合致する者がいれば，教育委員会に連絡する。
- (3) 必要に応じて学校長等による面談を行い，任用が決定した場合は教育委員会による配置前研修を受講する。
- (4) 配置前研修受講後に，学校長からの内申をもとに，総社市教育委員会が任用する。

9 解職

教育委員会は，指導員が心身の故障その他の事由により職務の遂行に支障が生じると認められたときは，任用を解くことができる。

10 研修

指導員は，次に挙げる内容に関して，研修を受けるものとする。

- (1) 部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであること等の教育的意義について
- (2) 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止について
- (3) 服務（指導員が校長の監督を受けることや安全の確保，生徒，保護者等の信頼を損なうような行為の禁止，守秘義務等）の遵守について

11 その他

この要領に定めるもののほか，指導員に関して必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附則

この要領は，令和8年4月1日から施行する。